

高知大学医学部長候補者選考規則

平成 27 年 3 月 5 日
規 則 第 85 号

高知大学医学部長選考規則（平成 22 年規則第 65 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高知大学学部長選考等規則第 8 条の規定に基づき、高知大学医学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（選考の範囲）

第 2 条 学部長候補者は、本学部の専任担当であって、かつ、医療学系に所属し、2 年の任期を務めることが可能である教授とする。

（学部長候補者の選考方法）

第 3 条 学部長候補者は、次条に規定する学部長候補資格者のうちから、投票により医学部教授会（以下「教授会」という。）が、2 人選考する。

（学部長候補資格者）

第 4 条 教授会は、第 2 条に規定する教授のうち、次条第 3 項本文に規定する選考投票資格者から推薦された者で、かつ、学部長に就任することに同意した者（以下「学部長候補資格者」という。）を 2 人以上選出する。

（候補者の選考）

第 5 条 教授会は、前条により選出された学部長候補資格者が 3 人以上の場合は、学部長候補資格者のうちから単記無記名投票による選考投票を行い、得票数の上位 2 人を学部長候補者として決定する。ただし、2 位に得票同数の者があるときは、当該者について、再度選考投票を行い、得票多数の者を学部長候補者とする。この場合、その得票数が同数であるときは、年長者を学部長候補者とする。

2 前条により選出された学部長候補資格者が 2 人の場合は、その者を学部長候補者として決定する。なお、順位を付すため前項本文の選考投票を行う。

3 前 2 項の選考投票の資格者は、医学部の専任担当であって、かつ、医療学系に所属する教授とする。ただし、休職者及び選考投票日当日、外国旅行（これに付随する国内旅行を含む。）中の者は、選考投票資格を有しない。

4 選考投票は、選考投票資格者の 3 分の 2 以上の投票がなければ成立しない。

（報告）

第6条 教授会は、学部長候補者を決定したときは、速やかに学長に推薦するものとする。

(公示)

第7条 教授会は、学部長候補者を公示する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。